

# 公益社団法人北海道社会福祉士会調査研究助成金交付細則

細則第11号

2014年4月26日制定

## (趣旨)

第1条 この細則は、社会福祉士の資質向上又は社会的地位の向上を図ることを目的として調査研究する個人、グループに助成金の交付に関する手続きを定める。

## (助成対象)

第2条 助成金の対象は、本会の会員である個人、本会の会員で構成するグループとする。

## (応募締切)

第3条 応募締切は、毎年度6月末とする。所定の助成金交付申請書(様式1)及び収支予算書(様式2)に必要事項を記入の上、本会事務局に送付する。

2 申請は、1個人又はグループにつき1課題とする。

## (助成金額)

第4条 助成金は、1個人又はグループ10万円の範囲内で助成する。

2 原則として、2年連続の助成はしないものとする。

## (助成対象経費)

第5条 助成の対象となる経費は、調査研究を行うために要する経費で別表に掲げる経費とする。

## (審査決定)

第6条 理事会において、申請内容等の選考を行い、決定する。

## (審査基準)

第7条 調査研究の計画及び方法が目的を達成するために適切であり、かつ、助成することにより調査研究の効果が十分に発揮できると認められるものとする。

## (申請内容の変更)

第8条 調査研究の実施方法等申請内容に変更があった場合は、直ちに本会事務局に届け出るものとする。

(交付時期・方法)

第9条 交付時期は、7月末までに決定通知し、助成金を一括交付する。

(事業報告)

第10条 助成対象事業は、申請年度内に終了する事業とする。

2 事業終了後1ヶ月以内に事業報告書(様式3)、収支決算書(様式4)、成果物及び領収書(写し)を提出し、社会福祉士セミナー又は研究機関誌道しるべ等において、報告するものとする。

(助成研究の中止等)

第11条 助成研究を中止し、又は廃止しようとする場合には、直ちに本会事務局に届け出るものとする

(交付決定の取消)

第12条 本会会長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、研究助成金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により研究助成金の交付を受けたとき。
- (2) 研究助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) その他法令又はこの規程に違反したとき。

(研究助成金の返還)

第13条 助成研究者は、前条の規定により研究助成金の交付の決定を取り消された場合は、会長の命ずるところにより助成金の全部又は一部を返還しなければならない。

2 第8条の規定による計画変更および第11条の規定による研究の中止又は廃止した場合には、前項の規定を準用する。

(補則)

第14条 この細則に定めるもののほか、助成研究の実施に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

1 この細則は、2014年4月26日から施行する。

[別表]

区分	内容
謝金	研究協力者又は補助者に対する謝金
旅費	研究に係る旅行する経費（ただし、学会及び研修会旅費は除く）
消耗品費	研究のための消耗品に要する経費
通信運搬費	研究のための通信に要する費用
手数料	研究のための役務に要する費用
その他	上記に掲げるもののほか、必要な経費 （ただし、水道・光熱費等施設経費に係わるものは除く）



(様式2) (第3条関係)

年度収支予算書

1 収入の部

単位：円

項目	予算額	説明
収入合計		

2 支出の部

単位：円

項目	予算額			説明
	計	助成対象経費	対象外経費	
支出計				



(様式4) (第10条関係)

### 年度収支決算書

#### 1 収入の部

単位：円

項目	決算額	説明
収入計		

#### 2 支出の部

単位：円

項目	決算額			説明
	計	助成対象経費	対象外経費	
支出計				

※ 助成対象については、領収書の写しを添付してください。